

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会《ニュース》

第7号 発行：京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 / 京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当
22年11月 TEL：251-2380 FAX：251-2322 / TEL：251-0456 FAX：222-2061

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_3.html

第6回 検討委員会を開催

子どもを健やかに育む社会を目指す市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を推進する条例について考える第6回検討委員会を11月4日に開催。

条例に盛り込むべき内容やパブリックコメント(皆様からお寄せいただくご意見等)の募集等について検討しました。



主な意見

- 「『憲章』は普遍的な理念であり、『条例』は憲章の実践方策等を定め、規制を含めて3年を目途に見直す。さらに、「行動指針」では、毎年度、より具体的な実践目標や取組を定める。」

このことが分かりやすい記述とすること。

- 以下の趣旨で条文内容や解説の文言を修正すること。
 - ・親として育ち学べる機会の提供は、保護者と今後親になる世代(青少年等)が対象であること。
 - ・児童虐待対策に関しては、地域住民や育ち学ぶ施設は、虐待通告の義務のほか、保護者のサポートや地域での見守り活動の役割も必要であること。
 - ・ケータイ等に依存しないための対策とともに、既に依存している実態への対策も必要。
 - ・憲章推進に有効な本市の行政体制としていくこと。
- 条例骨子案のパブリックコメントを積極的にPR・説明すること。



パブリックコメント募集中：提出締切り12月7日(火)

条例化にあたり広く市民の皆様のご意見を反映させるため、現在パブリックコメントを募集しています。骨子案の詳細及びご意見の提出方法は、区役所・支所、図書館等で配布しているパンフレット又は京都市保健福祉局児童家庭課のホームページをご覧ください。(骨子案概要は裏面参照)

児童家庭課ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/8-3-1-0-0_3.html

条例骨子案について考える「市民シンポジウム」の開催

- ① 北会場 こどもみらい館 11月29日(月) 午後3時～4時30分
 - ② 南会場 呉竹文化センター 12月3日(金) 午後7時～8時30分
- 定員：各会場100名(申込制) 参加費：無料

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)」骨子案の主な内容

①条例の目的

憲章の実践を総合的に推進し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことを目的としています。

②用語の定義

「子ども」は概ね18歳未満、「育ち学ぶ施設」は学校、児童福祉施設等としています。

③実践主体の主な責務

保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者・本市・観光旅行者等それぞれの責務を定め、お互いに協力・補完し合うよう規定しています。

④憲章の実践方策

憲章の6つの行動理念(下記参考を参照)ごとに各実践主体がなすべき取組や努力義務を定めています。

⑤緊急に取り組むべき実践方策

子どもの命や安全を脅かす問題への対策として「児童虐待」「いじめ」「児童ポルノ」「薬物乱用」「性感染症」、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善として「インターネットの不適切利用」「電子・映像メディア依存」を掲げ、それぞれのために必要な措置を講じ、各実践主体が協力して取り組むこととしています。

⑥憲章の実践を推進する気運の醸成

毎年2月5日を「憲章の日」とし、憲章推進の功労者を「表彰」し、憲章理念の普及啓発を行うとしています。

⑦憲章の推進体制

憲章推進の審議や実践を担う「推進会議」を置き、毎年度、憲章の実践方策に関する「行動指針」を定めるとしています。

⑧見直し

条例施行後3年を目途に、必要があれば規制その他の措置を講じるとしています。

<参考>

子どもを共に育む京都市民憲章～行動理念～

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆(きずな)を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

子どもたちの今と未来のため、社会のあらゆる場で
「子どもを共に育む京都市民憲章」を実践しましょう!

